

江府町告示第42号

江府町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱の改正をここに公布する。

令和 7 年 6 月 12 日

江府町長 白石祐治

江府町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱
令和4年4月19日江府町告示第19号

（趣旨）

第1条 この告示は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）寄附活用事業 法第5条第15項の規定により策定した、江府町まち・ひと・しごと創生計画に掲げる事業をいう。
- （2）寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所を有していない法人であり、かつ、青色申告を提出している法人をいう。
- （3）寄附金 寄附活用事業の実施のための費用として寄附対象法人が支出する10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附金の申出をしようとする寄附対象法人は、江府町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業申出書（様式第1号）により、次のいずれかの納付方法を指定の上、寄附を申し出るものとする。

- （1）町長が発行する納付書による納付
- （2）町長が指定する口座への振込みによる納付
- （3）その他町長が認める方法

（支払いの要請等）

第4条 町長は、前条の規定により寄附対象法人から申出がされた寄附金額のうち、当該申出がされた年度の寄附活用事業の事業費の範囲内で寄附金の支払いを、当該寄附対象法人へ要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ず寄附対象事業の事業費が確定する前に寄附金を受領した場合は、事業費が確定した後に寄附対象法人に対して、事業費確定通知書（様式第2号）により事業費の確定額を通知するものとする。

（寄附金の受領証明）

第5条 町長は、寄附金を受領した場合は、寄附をした寄附対象法人に対して、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定に基づき、当該寄附金額及び年月日を証する受領証（様式第3号）を交付するものとする。

（寄附金の返還等）

第6条 寄附対象法人が、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の申出を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

- （1）この告示の趣旨に反するとき。
- （2）役員等（非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同

じ。)が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(公表)

第7条 町は、寄附をした寄附対象法人の名称、寄附金額、当該寄附を充当した事業の状況等について、町のホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年告示第42号)

この要綱は、公布の日から施行する。

誓約書 兼 同意書

寄附の申出に当たり、次の事項に該当しない旨を誓約します。

- (1) 役員等（非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

また、誓約内容確認のため、江府町が必要に応じ関係官庁に調査及び照会することに同意いたします。

年 月 日

江府町長 様

所在地

法人名

代表者

様式第2号（第4条関係）

事業費確定通知書

発 番
年 月 日

法人名

代表者 様

江府町長 印

年 月 日付けで貴社から受領した、江府町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1・事業名 _____ 事業

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

・確定した事業費 金 _____ 円

・当該事業に対する寄附の受領額 金 _____ 円

（うち、貴社からの寄附の受領額 金 _____ 円）

様式第 3 号 (第 5 条関係)

江府町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領証

発 番
年 月 日

法人名

代表者 様

江府町長 印

地域再生法第 13 条の 2 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に
関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

- 1 事業の名称
- 2 寄附年月日 年 月 日
- 3 寄付金額 円